

独立行政法人評価分科会(平成19年9月7日開催)議事録

1. 日時 平成19年9月7日(金) 10:00～12:20

2. 場所 中央合同庁舎第2号館 総務省第1特別会議室(8階)

3. 出席者

(独立行政法人評価分科会所属委員)

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子委員、縣公一郎、浅羽隆史、阿曾沼元博、井上光昭、岡本義朗、梶川融、河村小百合、黒川行治、櫻井通晴の各臨時委員

(総務省)

関有一行政評価局長、伊藤孝雄官房審議官、若生俊彦総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田調査官、細川調査官

4. 議題

(1) 見直し当初案に関する府省ヒアリング(厚生労働省、内閣府)

(2) 報告事項

- ・独立行政法人評価年報(平成18年度版)の発行について
- ・今後の予定について

5. 配布資料

資料1 見直し当初案<厚生労働省所管3法人(勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)>

資料2 見直し当初案<内閣府所管1法人(国民生活センター)>

資料3 独立行政法人評価年報(平成18年度版)の発行について

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価分科会を開会いたします。本日は、台風で足元が非常に悪く、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日から6回にわたりまして、今年度の見直し対象となっております35法人の見直し当初案に関する府省ヒアリングを行います。これらヒアリングは、今後、当分科会として、主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行っていく上で、非常に重要な意味合いを持つものと考えておりますので、委員の皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、府省ヒアリングの第1回目といたしまして、厚生労働省所管3法人及び内閣府所管1法人の見直し当初案に関するヒアリングを行います。

それでは、厚生労働省所管3法人の見直し当初案につきまして、ヒアリングを行います。本日は、厚生労働省の氏兼部長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

最初に、勤労者退職金共済機構の見直し当初案につきまして、その主要なポイントについて厚生労働省からご説明いただき、質疑応答を行いたいと思います。全体の時間の関係もありますので、ご説明を5分程度でよろしくお願いいたします。

○ 氏兼部長

厚生労働省で独立行政法人勤労者退職金共済機構を担当しております、勤労者生活部長の氏兼でございます。よろしくお願いいたします。

それではご説明を始めたいと思いますが、大量の資料でございますので、とじております一番後ろの4枚紙に沿いまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず、資料1-1の法人の事業概要をご説明いたします。この機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出によって退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉増進、中小企業の振興に寄与するという目的のものでございます。

事業の概要でございますが、一般の中小企業退職金共済事業、それから特定業種の退職金共済事業を行っております。特定業種というのは、今3つございますが、期間雇用されず、建設業、清酒製造業、林業でございます。この労働者、勤労者の方々は会社を転々とされるということで、特定事業に区分しております。それから、それに伴う附帯事業を実施しているということでございます。

今回の整理合理化案でございますが、事務・事業の見直しということで、業務の効率化を図る

うということでございます。

まず、「各事業本部の業務処理の統一による合理化・効率化」ということでございます。資産運用業務でございますが、これは退職金掛金をこの機構によって資産運用しておりますが、現在は、先ほど申し上げました事業の態様に従いまして、4つの各事業本部で行っております資産運用業務を、資産運用に共通する業務を統一的に行うことによって、合理化・効率化を図っていきたいと思います。

2番目は、システム関係、システム管理業務でございますが、現状では中退共、それから建設、清酒、林業ごとに、退職金共済事業に係るシステムを開発・運用しているということでございますが、システム管理業務につきましても、執行体制を統一することによって合理化・効率化を図るということでございます。

②の「特別事業に係る運営体制の見直し」ということでございますが、特別事業と申しますのは、先ほど申し上げましたように、期間労働者対象でございますので、この方々は、中小企業だけを回るということではなくて、その間に、中小企業以外の企業に雇用されるということもございます。この場合につきましても、その期間に係る退職金について、上乘せ給付をするという事業でございますが、特別事業は現状、一般の事業に比べまして相当規模が小さくなっている一方で、経理を明確にするということで、単独で資金運用を行っているということでございます。

この中でも、建退共、建設につきましては、独立の組織・人員によって運営を行っているということでございますので、先ほど申し上げました資産運用業務につきましては、特別事業も含め執行体制を統一することを考えております。これによりまして、建設業の退職金共済事業に係る特別業務につきましては、組織・人員を縮減、縮小するという方向で考えてございます。

システム刷新でございます。これは19年度中に最適化計画を策定予定でございますが、フォーマット、様式の統一等により、できる限り4事業の仕様を統一する、一元化することにより、ランニングコストを減らすということで、今のところ私どもの試算では、年間2億8,000万円ほど削減できるという推計をしております。

それから、外部委託を推進するというので、ただいま申し上げました業務・システム最適化計画を踏まえ、審査業務等につきましても、電子化、機械化処理を拡大する、又は審査業務方法を見直しすることによって、さらに外部委託を行うということを考えてございます。

適格年金廃止に伴う見直しということでございますが、適格退職年金は平成23年度末で廃止される予定になってございます。したがって、適格退職年金から私どもの中退共に移行促進するという業務はこれで終わりということでございますので、現在、適格年金移行課という組織

がございますが、計画期間中にこれを廃止して、実施体制を見直すことにしてございます。

(2)のサービスの向上等々でございますが、まず、事務処理の迅速化には引き続き取り組み、処理期間をさらに短縮し、それから、相談業務の質の向上を図っていきます。加入者サービスの業務の重点化ということにつきましては、インターネットのホームページを使いまして、種々の質の高いサービスを提供することができるようにするというところでございます。

加入目標数の見直しでございますが、これは、第1期中期目標期間中における加入状況や各業務の財務内容、それから共済事業を取り巻く環境等々を検証した上で、目標数を決めていきたいと思っております。それから、加入促進業務の重点化ということで、費用対効果について検証した上で、見直しを行うということを考えてございます。

財務内容の改善でございます。中退共事業、それから林退共事業につきましては、平成17年10月に累積欠損解消計画を作りましたが、現在、解消目標額を超える累積欠損金を解消してきております。特に中退共につきましては、本年度中にも累積欠損金の解消が見込まれるということでございます。林退共につきましては、18年度末で、いまだ14億円の累積欠損金が存在しているという状況です。これらを踏まえまして、今後、累積欠損金解消計画について検討していきたいと思っております。

太字の2番で、民営化、市場化テスト、他法人への移管等々でございます。

まず、民営化につきましては、中小企業が退職金制度を導入するためには、退職金制度の趣旨を踏まえ、制度の継続性、あるいは資産管理の安全性、給付の確実性を確保することが必要であると考えますので、国あるいは国に準じた主体が行うことが適当であって、民営化することは困難であると、私どもとしては考えてございます。

それから、他法人への移管でございますが、本事業に、趣旨・目的、制度設計等、類似する事業が実施されている他法人というのはなかなか見出しがたいということで、移管・一体化は難しいのではないかと考えております。

市場化テストにつきましては、官民競争入札等の対象とする、あるいは検討とする、閣議決定された対象事業に含まれておりませんので、これもなかなか困難です。ただ、外部委託を一生懸命やっているということで、先ほど申し上げました、システム最適化計画を踏まえて、さらに推し進めていきたいと考えております。

業務の効率化につきましては、引き続き一般管理費、業務費の見直しを図ります。随意契約につきましても、一般競争入札等の導入でございますが、これにつきましては、範囲の拡大等を行って、透明性、公平性を確保していくことを予定してございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がございました、勤労者退職金共済機構の見直し当初案につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもご発言願います。

○ 縣臨時委員

全体で5点ほど伺いたいと思います。まず第1は、業務の必要性について2つ、お伺いしたいと思います。

まず、中小企業の勤務条件に関わる政策としては、最低賃金制度などがありますし、今回問題になっている退職金制度というのは、そもそもその実施について各企業の任意であるにもかかわらず勤労者退職金共済制度を国が運営しているということの位置付けはどのようなものか、ほかの政策に比べてどのようなメリットがあるとお考えで、実施されているかということが第1点。

第2点として、もしこの業務を民営化した場合のデメリットとして、倒産リスク等のことをおっしゃっているわけですが、独立行政法人として実施した場合も、制度上の改廃はあり得るので、具体的に、民間で行うよりも現在の体制がよいとお考えになる点を、明確にお答えいただきたいと思います。

まず、これについて先にお答えいただきたい。

○ 氏兼部長

まず、ほかの労働条件等に関わる政策との関係ということでございますが、ただいま具体的にご指摘がありました最低賃金制度は、たまたま私どもの部で所管しておりますが、ご案内のように、労働者の賃金の最低額を保障することによって、賃金の低廉な労働者の労働条件の回復を図ることを目的とした、一種のセーフティネット制度でございます。最低賃金以外にも、労働基準法に規定する労働条件の諸原則、それから労働安全衛生法に規定する労働災害防止に関する基準等がございますが、これらの政策は労働条件、労働災害防止の最低基準を罰則をもって担保、確保するというものでございます。

一方、今回の議論の対象となっております中小企業退職金共済制度は、大企業と中小企業の退職金に係る格差にかんがみ、労働者の離退職後の所得保障を目的とする退職金制度で

ございまして、言うなれば退職金に係る大企業と小企業の格差是正を図るということです。中小企業単独で退職金制度を持つということはなかなか難しい面もございまして、いろいろな制度の趣旨、目的がそれぞれ異なっていると私どもは基本的に考えておりまして、補完する面もあると思っておりますが、完全に代替してしまうものでもないと考えてございます。

特に現在、働く人たちの格差が拡大しているという現状の下で、政府全体の方針としても、格差の縮小は、政治的にも決まっているところでございます。現に最低賃金につきましても、先般の引き上げは、従来ベースの3倍ぐらいの引き上げを行っているということで、政府が一生懸命力を入れている部分でございまして。

以上のことから、中小企業退職金制度は意義のあるものだと思っております。

それから、独立行政法人も見直しの対象になるので、不安定ではないかというご指摘でございまして、だからこそ私どもは、この制度を維持してほしいと主張しているわけでございまして。退職金というのは、ご案内のように、長いスパンで40年ぐらいかかって、最終的な給付を得るというものでございまして、制度の継続性、資産の管理の安全性、給付の確実性を確保するということが重要なことだと思っております。

したがって、政策として継続性を持ったものとして、国民の信頼を得ていくということが重要であると思っております。もちろん経済情勢、雇用情勢、いろいろな変化がございまして、その時々に応じて制度設計を変えていくことは重要であると思っておりますが、その根幹的な部分を維持することはさらに重要であると考えておりますので、これは民間で行うことはなかなか困難ではないかと考えているところでございまして。

○ 縣臨時委員

あと4点あります。

今おっしゃられたように、あらかじめの配慮を持って、こうした退職金制度を維持するという前提に立ちますと、退職金の金額の算定方式について、現在は予定利回りに基づいて行われておりますが、その根拠としては、特にあらかじめ加入者に対して予定額を示すということで、安心を持ってもらうということにあるわけです。しかし、実際には利回りを繰り下げてきているということを見ると、現状では、加入者に対する安心を維持するという意味においても、国としてこの方式を維持する理由はなく、また、リスクを負う理由はないのではないかとと思っておりますので、この算定方式を転換すべきではないでしょうか。

さらに、実際にリスクが発生した場合は、結局は加入者にリスクを負ってもらうということになっ

ているので、この観点から見ても、この方式は問題があると思いますが、いかがでしょうか。

あと3点伺います。細かくは、建設業退職金共済事業については、長期間手帳にいろいろな書式を整えていくという仕組みになっているようですが、この仕組みの中で把握されていない方々やうまく制度の中に組み込まれていない方々がいらっしゃるように見受けられます。現状でどの程度そのような方がいらっしゃって、金額としてはどの程度になると認識されているのか、この点をお示しいただきたいと思います。

それから、合理化のところでは、資産運用とシステム管理について執行を統一するということになっていますが、これにより具体的に人員と事務経費ではどれぐらい削減されるという見込みですか。執行体制の統一については、さらに加入受付や退職金の給付といった業務も、もちろん部門別会計でなさっているのは分かるのですが、業務上は統一することができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

最後は、加入促進対策について、明確に費用対効果を検証すると書いておられますが、費用対効果の把握方法はどのように考えておられ、また、どのように検証されるおつもりか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○ 氏兼部長

それでは、順番に従ってお答えさせていただきたいと思います。まず、あらかじめ給付額を示す制度が妥当かどうかというご指摘だったと思いますが、退職金というのは、職業生活から引退時、離転職時の所得確保を目的としております。実際に大企業等々を含めて運用されている退職金制度をみましても、従業員の賃金とか勤続年数に応じて給付額が確定するということが、現在、我が国の一般的な退職金制度だと思います。これは人事院の調査でもそういう結果が出ておりまして、ほとんどの企業は、退職金はあらかじめ何らかの方式で確定した額を示しているということでございます。

そういうことを踏まえると、これが中小企業の退職金制度であり、大企業でさえそうありますので、中小企業で働く人たちに対して、あなたの退職金は大体これぐらいの期間働けばこれぐらいありますよということを示すのは、私どもとして、この制度の根幹に関わる部分ではないかと基本的に認識しております。

一方で、先生ご指摘のように、そうはいつでも予定利回りを引き下げているのではないかとということがございます。現にいろいろな経済情勢、機構の財務の状況を踏まえて、引き下げを行ったことは事実でございますが、ただ、引き下げの程度につきましては、制度の継続性を前提に、

長期的な視点から事業を運営することができます。これは国ないしは独立行政法人の特徴だと思いますが、事業を実施していることによって、特定の期間における被共済者の負担を過度に重くするというのではなくて、非常に長いスパンでならしていくということが可能になっているのではないかと思います。

したがって、民間が実施する場合に比べれば、比較的長期の期間をならして収支均衡化するということができますので、そのような観点から、予定運用利回りの設定を行うことが可能になっていると考えます。

次は、結局、予定利回りの引き下げによって被共済者にリスクを負わせているのではないかとということですが、これは先ほど申し上げましたように、制度の継続性を前提に、長期的な視点から事業を運営できる独立行政法人がこの事業を実施することによって、特定の期間における被共済者の負担を過度に重くすることなく、比較的長期間をならして収支均衡を図ることができるという意味では、確かに予定利回りによって被共済者がリスクを負っているということは否めないと思いますが、長期間によって均衡化することで、結果的には機構もリスクを負っているということではないかと考えるところでございます。

次に、建設業の退職者の把握が不十分ではないかということですが、これにつきましては、実は、平成14年に、特殊法人に関する行政評価・監視結果報告書の中で同様の指摘がされておりまして、私どもは、これに対応いたしましていろいろな方策をとっております。3年以上の手帳未更新者を抽出する機械化システムを作ったり、あるいは名前が変わったりしている場合もありますので、被共済者の名寄せを行って、重複管理を防止するシステムを平成19年中には構築するといったことを考えております。既にやっているものもございまして、今後やるものもございまして。

それから、把握するだけでは不十分なので、3年間手帳の更新のない被共済者を把握した上で、手帳更新、それから退職金請求の手续をとるよう、事業者を通じて要請することもやっております。無回答の事業者につきましても、さらにいろいろなことを2次的に問い合わせしていくことをやっております。

具体的な人数、金額ということですが、平成18年度末現在で、3年以上手帳の更新がない者の総数は、約89万人でございます。このうち退職金の受給資格のある、24カ月以上働いた方が41万人でございます。今のシステムは金額まで把握するシステムになっていないので、人数のみの把握になってございます。

ただ、今申し上げました人数でございますが、特定業界の特殊性もございまして、この人数が

すべて退職金を今受け取る意思があるかどうかというのは明確ではありません。要するに、建設業は典型だと思うのですが、一定期間働いて、しばらく休んで、何年になるか分かりませんが、長期間お休みになることもあると思います。最後に本当に引退しようというときに、まとめて退職金を請求するという行動パターンであろうと思いますので、今申し上げた人数に対して不払いが発生しているということでは全くございません。この点は1つ申し上げておきたいと思います。

それから、今度の合理化による人員、経費はどれぐらい削減されるかということでございますが、先ほど申し上げましたように、今、最適化システムの計画策定中でございます。その策定結果、計画の中身を踏まえて、今後確定していくということでございます。人数につきましては、現時点で明確なことを申し上げる段階にはございませんが、ただ、システムの最適化によってどれぐらい経費が削減されるかということは、一応の試算はございます。

今現在のレガシーシステムであります。古いシステムを運用しておりますと、年間の維持費用が6億5,000万円ほどかかりますが、新しいシステムを導入することによって3億6,000万円強に縮減できると試算されます。したがって、冒頭申し上げましたが、年間で2億8,500万円の経費縮減ということになります。これは、初期の改修費用を大体4年強で回収できるのではないかと考えてございます。

人数につきましては現段階で申し上げられないと申しましたが、いろいろな担当している課とか部がありますので、その分の事務について、人数の余裕ができるということは言えるのではないかと思います。

それから、資産運用、システム管理の執行体制以外に、加入業務や退職金給付業務についても統一すべきではないかというご指摘でございます。これも、現在策定を行っております業務・システム最適化計画の中で、加入受付、退職金給付業務につきましても、最大限フォーマットを統一するとか、合理化を図っていくということで検討を進めてございます。

ただし、加入給付、退職金給付について、ほかの運用業務のように本当に組織立ったものを作るかどうかということでございますが、例えば加入受付とか退職金給付業務の中の請求業務等は、業者団体に大部分委託しているという事実がございます。例えば建退共ですと各都道府県の建設業協会、清酒ですと酒造組合とか、林業ですと林業の組合に委託していますので、中央でこれを統一して行うというメリットはそれほどないのではないかと考えております。したがって、様式、フォーマット等の統一のみでも相当効果が出てくるのではないかと考えてございます。

それから、加入促進対策についての費用対効果の把握をどうするか、検証をどうするかという

ご質問だったと思いますが、これは、加入促進対策ごとに実施効果を把握しています。具体的に申し上げますと、18年度に実施した制度説明会の参加企業、それから訪問企業、資料請求のあった企業について、加入実績の追跡調査を行います。それから、18年度に新規加入した全企業につきまして、加入に際し役に立った機関や媒体といったものを把握するためのアンケート調査を実施しているところであります、これを基に費用対効果を整理して、加入促進策の在り方を見直すというように考えてございます。

今後、具体的にどのようになるか、していくかということは、それを踏まえて検討するということですが、幾つか既に念頭にあるものもございまして、例えば社会保険労務士や税理士を通じて加入するケースが結構多いので、そこを重点的にやっていくとか、具体的メニューもこれから詰めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 阿曾沼臨時委員

非常に簡単な質問ですが、今、独立行政法人の見直しというのは、価値ある組織とするために、どれだけ覚悟をして具体的なアクションプランを立てるかということが問われているのだらうと思います。その説明の中で、言葉の使い方で気になるところがあります。ご説明いただいた1ページの(1)①に、「統一」という言葉をお使いになっているのですが、ご説明の中では、統一イコール一元化だとおっしゃられました。そのような言葉をお使いになったのですが、「統一」という言葉が、組織の再編もしくはスキームの抜本的な見直しということを含んだ言葉なのか、事務書式だとかレポートのフォーマットを統一するということだけにとどまるのか、抜本的な統合とか組織再編を含む言葉なのか、それを、ぜひはっきりしていただきたい。

○ 氏兼部長

結論から申し上げますと、組織改編も含むということでございます。今、機構が実施しております4つの退職金共済事業につきましては、それぞれ共済者の集団でありますとか制度設計が異なりますので、それぞれ独立した事業で、区分経理を義務付けられているということもあって、4つの事業本部でっております。また、それぞれの事業ごとに被共済者の加入・脱退状況、働くスパンとかも全然違いますので、資産運用をするに当たっても、例えば流動性をどの程度確保するかという部分も全然違ってきます。さらに、規模も違いますので、どの程度リスクの高いものに投資できるか、ポートフォリオの基本というのが全然違います。

そういったことで、資金をすべてプールして、基本的なポートフォリオまで合同して運用するということが適当ではないと考えております。したがって、私どもは、各勘定の資産管理の企画立案、例えば基本的なポートフォリオの責任につきましては、各特定事業の事業本部に残すことが必要であると考えておりますが、合理化・効率化の観点から、実際の運用にかかる業務を行う資産運用部局というのを、事業本部から独立させまして、新たに設置して、統一的に運用を行うということを念頭に置いてございます。

○ 梶川臨時委員

ご質問というよりはむしろ意見になってしまうのかもしれませんが、今、全体のご説明をお聞きしていて、この機関がいわゆる公的サービスとして位置付けられている部分がどこなのかということが、少し分かりづらいような気がいたしました。公的主体で実施されなければならないという理由で、倒産リスクのお話をされているのですが、提供されているサービス自身は、ご説明いただいたように、保険契約の時期の格差と言ってはおかしいですけれども、時期的ずれにより、ある受益者からある受益者へと補完されています。ある意味ではそこで収支均衡をとられていて、これは民間の保険のシステムと同じですね。ですから、そこ自身ではそれほど公的な色彩が強いわけではなくて、むしろ倒産リスクがないということで、制度が安定維持できるところが公的なサービスに近いのだと思います。

ただ、これは運営主体が維持できるということではなくて、契約者に対して保護がきちんとされていけば別に問題ないことで、今の民間の、いわゆる金融商品に関しましても、いろいろな意味で、保険契約でも保護機構のようなものはお使いになられていますし、預金であれば当然、預金保険機構の担当となります。ですから、契約が途中で破綻してしまわなければ良いわけで、公的機関がこのサービスを提供し続けるという説得力が少し分かりづらいような気がいたしました。

何もこの機関でやるという必要はなくて、今申したような、契約が維持できる、保護され続けているということを、民間の保険会社も含めてお考えになれば、同種のサービスは全く実施できるのではないのでしょうか。もし世代間格差、契約者の格差をある程度公的なコストで負担するというのであれば、制度の仕組みそのものが、パブリックのサービスだと思います。中小企業の従業員は少し格差があるから、退職金は多少国のお金でも負担しておいてあげるということであれば、それは全く違う仕組みの話と、違う社会政策であるので、政策的に是々非々を問われる問題だと思うのですが、今の仕組みの中では、普通の民間の保険の収支均衡の理論と変わ

りはないということだと思います。

ただ、スパンが長いか、長くないかとおっしゃいますが、生命保険なんか掛けている方は、30年も40年も掛けて、きつもらえると思ってやられていますから、民間の生命保険会社等を含めて、それほど変わりはない話なのではないかと思うのでございます。

最後にもう1つだけ。今の統一云々で、基本的にこの程度の差異というのは、普通の民間の保険会社で言えば、保険種目ごとの差異のようなものであって、このような業務勘定とか運用等々を今話題にされていること自体、大変違和感を感じます。保険会社も多量に保険種目をお持ちですが、運用部門も支払い部門もすべて一貫してお持ちになっていて、保険種目ごとに組織分けをするなどということは到底考えられませんので、その辺も含めてお考え、またご検討願います。同じお答えであればもう結構でございます。

○ 富田分科会長

今の点は基本的な問題であるのですが、簡単に、明瞭にお答えいただければと思います。

○ 氏兼部長

民間の生命保険会社等が行っている業務と性格的に異ならないではないかというご指摘だと思いますが、これは、資金をプールして、リスクをとって運用して、またそれを給付するという意味においては、概念的に何ら異なるものではないと思います。ただ、それを実際の民間機関でできるかどうかということでございます。

私どもはこの制度で、いろいろな労働者保護の観点から、法律的な義務をつくってございます。例えば事業者の労働者に対する契約成立の周知義務違反に対して罰則をかけたか、契約解除の際に労働者の同意を得なくてはならないとか、退職金減額の厚生大臣の認定が必要であるとか、これらの種々保護措置を民間会社が果たしてやっていたかどうかというのは、非常に私ども疑問になってございます。

それから、監督でやればいいのかということになると、また新たな監督機関をつくらなければなりません。昨今の行政改革の中で、こういったことは認められるのかどうかという疑問もございます。

現に機構が提供しているような類似のサービスを提供している生命保険会社等は、現在のところございませんし、似たようなものを探してくれば、養老保険とか定期保険は似ていますが、機構のシステム等も、あるいは受給者のメリットという意味では全然違うものでございますので、

なかなか民間機関でできるかということは、難しいのではないのでしょうか。

それから、4事業部でやっているのは、そもそもこんな非効率なことをやっているのはいかがかということですが、これは歴史的な経緯がございまして、4つの事業が統合してできた機構だということもございまして、これまで4事業部を設けてばらばらでやってきた面は、先生ご指摘の通りでございます。ただ一方で、整理合理化、効率化という要請でございますので、私どもなるべく統一できるところは統一したいと考えております。先ほど申し上げましたように、基本的なポートフォリオみたいなところにかかる部分は、それぞれの事業本部で責任を持ってやっていたかなければなりません、執行体制を統一できる部分は、できる限り取り組んでいきたいと思っております。

○ 櫻井臨時委員

大変な自信で、実績に裏付けられていると大変うれしいのですが、例えば市場化テストについて、主要業務でないから実施は困難であるとか、やっても意味がないというようなご意見で、主要業務だから困難という点と、もう1つは、実施が本当に困難なのかということをお伺いしたいです。1つは、私は3回行っているのですが、シャーロット市では、52の業務、主要業務ではなくて補助業務を、5年ごとにそれぞれ市場化テストをやっていますね。日本で言う市場化テストほどではないですが、簡単にざくっとやります。常に、自分のやっている業務が本当に国民のためになっているか、あるいはそれが効率的に行われているかというのを自ら見直すという姿勢は非常に大切だと思うのですが、困難であるかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、我々は経済産業省の委員会では市場化テストの実証実験を、1年ほどやりましたが、そこでは、主要業務はもちろんあったのですが、補助業務が非常に多くて、その後、市場化テスト推進協議会で2年ほどやってきた経験によると、業務が何だからできないというようなことはありません。例えば今、独法の1つで、私が見ているところでは、主要業務に対して市場化テストをやり始めているのですが、主要業務だからとか、あるいは補助業務だからということではなくて、常に、自分のやっていることが本当に国民のためになっているか、本当に効率的に行われているかということを見直していますが、どうもこのようなところと比較すると、見直す姿勢というのは、現れていないように思えます。

○ 氏兼部長

自らの業務を不断に見直していくということは、当然そうだと思いますし、そういった観点から、

先ほど申し上げましたように、最適化計画の中で、外部委託をさらに推し進めるようにしていくことを今考えております。

それから市場化テストによる見直しを実施することとしていないのは、主要業務ではないということはもちろんそれも1つの理由ですが、8月10日に閣議決定された、官民競争入札を積極的に適用せよという中には、例えば施設管理・運営、研修、国家試験、相談、広報・普及啓発、検査検定、徴収といったものが掲げられておまして、確かにこういったものは、私個人的には非常に市場化テストになじむものだと思います。ただし、私どもがやっております、非常に大きい、現在ほかに類似のことをやっている民間機関がないようなところで、市場化テストは果たして現実的なのかというと、私どもとしては、そうではないのではないかと感じているところでございます。

○ 櫻井臨時委員

今申された、ほかにやっていないということだったのですが、今ある独法でやろうとしていることは、ほかでやっていないことを市場化テストするわけで、それは全然理由にはなりませんね。市場化テストは、自分のところでやるのとほかでやるのと、どちらが効率的でいいサービスができるかということを検討するもので、ちょっと考え方が違うのではないですか。

○ 黒川臨時委員

建退共のところですが、これは数年前から問題にしたところで、仕組み上、未払いが生じる可能性が非常に高いのではないかと心配しておりましたが、特に今日は、セーフティーネットであるということを強調されて、当独法の存在意義をお話しにられましたので、一言お話ししたいと思います。

先ほど、数十万人という規模で未払い、請求がない人が、3年間更新がないとかで、約1,000億円、約という話ですが、利益剰余金があるということでした。しかし、すべては未払いではないとおっしゃいましたが、では何人がその可能性があって、何人がどのくらい大丈夫ですよという、一人一人の名寄せして、金額まできちんと計算しているのでしょうか。この数年間の間にさらに積み上がってきたような気もするのですが、一体この数年間何をやってきたのかよく分かりません。

特に今この時代になって、この制度の対象となっている方々というのは、実際、特に一番しんどい人たちだし、きちんと記録を自己責任でやることを期待することに無理な場合の多い人た

ちだと思えます。そういう人たちのために公がやるとしたならば、しかもセーフティネットであるならば、きちんと公で、あなたの分は幾らありますよということを一人一人把握しておくような仕組みを作るべきではないかと、今、言われてきていますね。

その辺を、もしやっていないのでしたら、しっかりとこの後、マニフェストでもいいですから、一体何人がどのぐらいの金額になっているのか、それで分からないところはどうなっているのか、こちらやるべきじゃないかと思えます。

○ 富田分科会長

今の、給付の確実性の問題というのは、非常に国民の関心も強い問題でありますので、ぜひとも黒川委員ご指摘の点につきまして、至急に、事務局経由で結構でございますので、私どもにご報告いただきたいと思えます。

勤退共は大体よろしゅうございますか。時間の関係もありますので、今日のところはいったん、勤労者退職金共済機構の議論は、ここで打ち切らせていただきます。

続きまして、高齢・障害者雇用支援機構の見直し当初案の主要なポイントについて伺います。恐れ入りますが、5分間でご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思えます。それではご説明をお願いいたします。

○ 岡崎部長

厚生労働省の高齢・障害者雇用対策部、岡崎でございます。よろしくお願ひいたします。

見直し当初案でございますが、資料1-2でご説明したいと思えます。高齢・障害者雇用支援機構でございますが、高齢者と障害者の雇用に関わりまして、事業主あるいは高齢者、障害者の方々への支援を行っている機関でございます。

高齢者の関係につきましては、現在、政策としまして、65歳までの継続雇用につきましては、高齢者雇用確保措置ということで、法律で企業に義務付けを行っております。ただ、今後の我が国の人口構造の変化を見通しますと、65歳まででいいですということにはならないだろうということで、政策課題としても、70歳までというようなことも含めまして、最終的には、だれでも年齢にかかわらず、働きたい方は働けるということだろうと思っているわけでございます。

そのような状況の下におきまして、1つは、給付金の業務、助成金の業務でございます。助成金そのものは、私どもで、政策課題に応じまして見直しをしているわけでございますが、60歳から65歳までの助成制度については、現在、見直し、縮小の過程にあります。一方で、60代後

半を含めましたものについては、むしろこれからやっていくということでございます。

助成金体系の変更に伴いまして、機構におきます給付金の業務の体制も見直していく必要があるだろうと考えております。助成金の規模そのものが従来よりも大分縮小するということを考えておりますので、それに見合った体制の縮小をしていきたいと考えているということでございます。

それから、事業主に対する様々な相談、援助の業務を行っているわけでございますが、このうち再就職支援の関係の業務につきましては、この際見直して、廃止するというところで、これについては別途、国で直接やること等で対応していくことにしたいと思っております。

高齢者雇用アドバイザーは、中小企業診断士とか社会保険労務士の方に、この関係の機構のノウハウを勉強してもらいながら、事業の指導をしていくという業務でございますが、これも政策課題が変わってきておりますので、人選あるいはノウハウの提供等も見直していくということやっていきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、高齢者の関係でもう1つ行っております業務として、高齢期雇用就業支援コーナーがございます。これは、高齢者の方が将来の職業生活の設計をするための様々な支援をするというコーナーで、全国に47あるわけでございます。全国的な観点での目標等は達成しているのですが、それぞれの地域の規模その他によりまして利用状況等も様々でございますので、この際、状況に応じまして業務の見直しを行うことにするとともに、コーナーとして残す部分につきましては、現在、地方の協会がすべて行うという体系になっているわけでございますが、市場化テスト等を導入しながら、必ずしも地方の協会ではないところも含めてやっていくことにしていきたいと考えております。

次に、1枚めくっていただきまして、障害者の関係でございます。これも幾つかの業務に分かれているわけでございますが、職業リハビリテーションの関係につきましては、地域障害者職業センターにカウンセラーを置きまして、様々な職業リハビリテーションのサービスを提供しております。これにつきましては、障害者の雇用支援は、障害者自立支援法の成立その他の状況の中で、ますます重要だろうということでもありますので、効率化、重点化を図りながら進めていきたいと考えております。特に機構によりまして専門的な支援が必ずしも必要でない方につきましては、障害者就業・生活支援センター等々、別の機関の設置を図りまして、そういったところが行っていき、そのような中で、より就職困難性の高い方への専門的な支援を行っていくという形にしていきたいと考えています。

そのほか、現在、障害者雇用促進法がありますが、その法律の改正も考えているのですが、

福祉、教育との連携、あるいは医療、特に精神障害者等の方につきましては医療機関との連携も重要だろうと思っていますので、そういったことについては、むしろ連携を強化していくことにしていきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、幾つかの事業、センターについては、廃止を行いたいと考えております。1つは、せき髄損傷者職業センターでございます。これは、せき髄損傷者につきまして専門的なリハビリテーションを行うということで、九州にあるわけでございますが、利用状況等にかんがみまして、この際廃止することにしたと思っています。

それから、地域障害者職業センターの業務の中でも、OA講習といいまして、パソコン等の講習もやっていたのですが、これも、この際そういった業務からは手を引くことにしたいと考えております。

それから、地域障害者職業センターは47カ所あるわけでございますが、カウンセラーは、障害者のいる所でやらなければいけないということで、集約等は無理なわけでございますが、事務処理につきましては集約化したいということで、すべてのセンターで同じようにやるということではなくしまして、集約処理方式にして、概ね4分の1程度、10数カ所のセンターで集約処理をするという形で見直したいと考えております。

障害者雇用納付金制度の関係でございます。これにつきましては、基本的には徴収等々を適正に行うという形で、事業をきちんとやっていくことにしていきたいと思っておりますが、この納付金制度は現在、300人以上の企業にのみ適用されて、300人以下の企業は経過措置として適用除外になっているのですが、障害者雇用対策法の見直しの中で、もう少し規模の小さい企業までの適用も含めて、政策課題として検討を行っていますので、その成案によりましては、また体制を考えなければならぬだろうと思っております。

下に書いてあります、この納付金にかかりまして、調査業務につきましては、全国に5カ所、駐在事務所を置きましてやってきたのですが、これにつきましては、この際、駐在事務所の廃止という形で対応したいと考えております。基本的には東京都、それから企業の多い大阪で業務を行うことにして、駐在事務所としましてはすべて廃止することにしたと思っています。

1枚めくっていただきまして、駐在事務所の主たる業務が納付金の調査業務だったわけでございますが、その廃止に伴いまして、駐在事務所で行ってございました障害者に対する就労支援機器の貸出事業等も本部に一元化したい、あるいは図書の貸出業務等、利用実績の少ないものにつきましては廃止するという形で、合理化を図っていきたいと考えております。

その他、職業能力開発校の運営でございますとか、障害者技能競技大会等につきましても、

それぞれ重点化を図るという形で、あるいは技能競技大会につきましては、一定の集約化というか、見直しを行うことを含めて対応していくことを考えております。

最後になりますが、高齢・障害者雇用支援機構の業務のうち、本来、地方支部で行われるようなものにつきまして、地方の協会で行ってきているわけでございます。これは前に全体をご説明した際にも、高齢者と障害者をどうして一緒にやっているかというようなお話もあったわけですが、やはり事業主は1つの中でやっていくという中で、従来、地方の協会も2つに分かれていたものを、高齢・障害者雇用支援機構にして、地方の協会も統合したわけですが、統合に伴いまして、管理部門の合理化については、さらに進めるというようなこと等を図るというように、それから、先ほど申し上げたような地方協会の委託業務につきましても、見直すものは見直すという形にするということで、地方協会を通じての業務については大幅な削減を図っていきたいと考えています。

それ以外、随意契約につきましても、既に相当見直しを行っておりますが、企画競争方式への移行等々、随意契約でなくてできるものについては、そのような形にしていきたいと考えております。

時間の関係で、走り走りで申しわけございません。よろしく願いいたします。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました、高齢・障害者雇用支援機構の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでも、お願いいたします。

○ 阿曾沼臨時委員

何点かご質問させていただきたいと思います。最後に、高齢者、障害者が1つの組織だと、なかなか難しいというお話を伺いましたが、皆さんにもご協力いただき、障害者雇用体制の体系図と高齢者の就業対策の体系図を作っていただいて、この中で、全体の労働厚生行政の中でこの独法がどのような役割を果たすかについて客観的な議論をすべく、我々も努力してきたわけですが、いまだに、すっきりした事務・事業のいろいろな関わり合いというところが整理できません。しかしながら、再度、高齢者の行政の在り方、障害者の行政の在り方を抜本的に考えるという姿勢を持ち続けて、よくしていく努力をしていただきたいと思います。これは当然、難しいというのはよく分かるわけですが、それを一歩超えるということが非常に重要でございま

すので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、多くの独法がゼロ回答の中にあつて、幾つかの廃止だとかということがあつたので、これでどうだというお気持ちがあるのかもしれませんが、まだまだ不十分であると私どもは思っておりますので、それを踏まえて、ご質問させていただきたいと思ひます。

第1問目でございますが、機構の事業の成果の説明責任の徹底と、事業目標、成果指標の明確化ということ強く求めているわけでありましたが、それについて、各事業の必要性、体制等が適正規模かどうかという議論・判断が、今までのご説明等々でもまだ判断できないということでございますので、厚生労働省又は機構が、各事業が今どのような政策効果を上げているかということ、より具体的に、分かりやすく説明していただかないといけないのではないかと強く思っております。

例えば中期目標等で、各指標の目標においては、高齢者の雇用の相談・援助、例えば毎年度3万件以上とか満足度70%以上という具体的な数字を示されていますが、これでどれだけ雇用が促進されたかということの指標が非常に不明確です。そもそも市場ニーズがどこにあつて、どのぐらいのサービスの対象者がいること自体が、明確に、かつ客観的に、全員が共通の認識を持っていないという問題がありますので、これをきちんと明確にしていくということが非常に重要なのではないかと思ひます。

当初案の中で、「国民から見ても分かりやすい中期目標となるよう工夫する」ということですが、これは工夫の段階ではなくて、もっと明確にするということだろうと思ひますが、これに対する決意、意識、意志について、まずお聞きしたいと思います。

○ 岡崎部長

独法がきちんとした仕事をしていくために、いわゆるアウトプット目標だけではなくて、きちんとしたアウトカム目標が必要であることは、先生がおっしゃるとおりだろうと思ひます。我々もこの部分で相当程度、雇用保険、特別会計の業務で、特別会計改革等の中でも様々言われて、我々もだんだん工夫してきております。高障機構の4年前につくった中期目標は、まだまだ先生がおっしゃるような不十分な面があると私自身も思っておりますので、新しい中期目標につきましては、きちんとしたアウトカム目標を基本にしながら、国民にも、あるいは先生方にも説明できるような目標をきちんと立てていきたいと考えております。

○ 阿曾沼臨時委員

ステークホルダーがどれだけいて、どのぐらいのものなのかということ把握した上で、そこをまず押さえながら、具体的なアウトカム目標をぜひつくっていただきたいと思います。

次の質問ですが、高齢者においては、高齢者雇用が65歳までの定年引き上げの義務化ということがあって、本機構でも新たに「70歳まで働ける企業」ということを目標に、いろいろ新たな取組の重点化を図っていると思います。その中で、給付金業務の見直しだとか、実施体制の縮小だとか、再就職コンサルタントの廃止ということを掲げられましたが、政策転換前からやっている継続した事業というのはまだ多いわけでありまして、1つ1つ精査して、具体的にやる意義があるのか、ないのか、もしくは廃止すべきなのかどうなのか、それについても具体的に、ぜひ表明していただくということが必要なのではないかと思います、いかがですか。

○ 岡崎部長

メインになる業務は相当程度、見直しを行ったつもりではありますが、今、先生からご指摘もありましたので、きちんと全体の見直しをしながら、とにかく新しい政策目標、政策課題に必要な業務に限定していくことが必要だろうと思っております。

○ 阿曾沼臨時委員

これは障害者に関しても同様の問題があって、せき髄損傷の職業センターを廃止するとか、地域の障害者職業センターの講習を廃止するということであるわけですが、せき髄損傷者センターの廃止ということで、当初案の中では、労災病院との連携とかいろいろなことについても少し言及されていらっしゃると思いますが、国立身体障害者リハビリテーションセンターとか、労災病院の関係とか何とか、これは労災病院そのものも今、組織についての見直しが注目されているわけですから、そこでの整合性をきちんととって、言葉だけではなくて、具体的な案というものを示していただきたいと思っています。

4点目ですが、業務の委託実施ということで、市場化テストという言葉をお使いになっていらっしゃると思いますが、これは、幾つかの事務・事業を実施する場所を統廃合したり、いろいろされた上で、なおかつ都道府県雇用協会等々の業務のやり方を見直していこうということなのであると思いますけれども、市場化テストというのは、高齢・障害者雇用支援機構だけではなくて、都道府県雇用開発協会だとか関連する組織全体を含めた市場化テストを対象とするというように理解してよろしいでしょうか。

○ 岡崎部長

ここで申し上げたのは、高齢期雇用就業支援コーナー、これは高障機構と、それから業務の体系になっています地方協会との体系の中で、今まで、必ずやるという形にしていたのですが、先ほど先生がおっしゃったように、この業務そのものがどこまで必要かという見直しは、第一にやらなければいけないと思っています。それはそれでやりたいと考えております。

ただ、ある程度対象者の多い大都市等についてはやはり必要だろうと思っているわけですが、その部分については、必ず地方協会がやるということではなくて、一番国民に対して、利用者に対してきちんとした仕事ができるところがやるのが本筋だろうと思いますので、その部分につきましては、まず市場化テストの導入を検討するというので、一部のところにつきましては、地方協会が必ずやるという形ではない形でやってみようと考えております。その結果によりましては、その部分については地方協会から外していくということも含めて、それは結果次第でございませうけれども、そのような形を考えていきたいと思っているということです。

○ 阿曾沼臨時委員

そのような意味からすると、今のお話をまとめると、基本的に市場化テストの対象ということを含めて、業務そのものが本当に必要か、必要でないのか、又はどのようなスキームで地方の協会と役割分担を果たしていくのかということをまず決めた上で、それを含めて全体として市場化テストの対象にしていくということによろしいですか。

○ 岡崎部長

そうです。

○ 縣臨時委員

今のことで、もう一度確認したいのですが、独立行政法人というのは、そもそも論として、本省からある特定の任務を切り離して、実施するために作られるわけですね。ところが、今問題になっている、都道府県雇用開発協会との関係においては、任務によっては独立行政法人である機構が企画をしているという、制度に反した実態になっているように受け取れているのですが、そうであるとすれば、その企画業務は独立行政法人から外して、本省に戻すべきであると思います。この点はどのようにお考えになりますか。

○ 岡崎部長

どこまでの企画を政策的な企画といい、どこからを政策の実施といい、さらに政策の実施といっても単に機械的なことではないと思います。ある程度、実施するに対していろいろ工夫し、工夫するからこそ、目標を示して、機構の本部もいろいろ努力するということだろうと思います。今の部分につきましても、政策自体が必要で、おおむねこういうコンセプトでというようなことは、もちろん私どもが考えるわけでございます。

したがって、先ほど阿曾沼先生からもお話がありましたように、本当に必要かどうかとか、どれだけの範囲でやるか、これは私どもが責任を持って中期目標で示していくわけでございますが、そこから先の、どうやって進めるかというところは、やはり独立行政法人として、きちんとそれを実施するためのいろいろな工夫は当然、機構でやっていただくということだろうと思っております。

○ 縣臨時委員

ただ、その問題意識の根底には、御省とされてはルートが3つあるわけですね。本省の地方支分部局もあり、センターの地方支分部局もあり、それから公益法人も絡んでいるという複雑な体系からすると、もっとすっきりするためには、やはり独立行政法人の権限そのものを縮小して、本省とはっきり区別することによって下部組織も整理される気がするのですが、その点をご検討いただきたいと思います。

○ 岡崎部長

問題意識は受けとめさせていただきますが、ただ、全国でやっていく中で、例えば60歳代後半の雇用を進めるためにどのような工夫が必要かとかいう話で、これを全部、厚生労働省本省でやるというのは、正直言ってなかなか難しい面があります。ただそれを、例えば県ごとに委託してしまうと、そのノウハウは県ごとになってしまうという面があると思います。そのノウハウ、要するに、こっこの県でこの企業はこのような工夫をしている、こっこの県で別の企業がこのような工夫をしている、それを集約して、もう一回戻すというような作業があるのではないかと考えています。それは本省でやれと言われて、私どもいろいろ厳しい面があつて、その辺をどう考えるかということかという気はしておりますが、問題は受けとめさせていただきます。

○ 阿曾沼臨時委員

最後に、先ほど私が申し上げたように、例えば厚生労働省だって、労働局が地方に47ありますね。それから都道府県の雇用協会、公益法人が47ありますね。なおかつハローワークが580ありますね。都道府県は独自の事業があって、市町村も独自の事業があって、そこに民間団体だとかいろいろなもの、社団法人が重なっている。これだけ複雑な組織を維持することが目的ではなくて、受益者である障害者の方々、高齢者の方々の満足度を高めていくということと、それから高齢者、障害者から見たときに、ワンストップのサービスが目的であるにもかかわらず、本当はできていませんね。

ですから、非常に考えないとサービスが受けられない。考えて体を運ばないと、電話をしないと何もしてもらえない。このようなことの行政サービスがこれから続くということを抜本的にどのように考えていくのでしょうか。これはきっと高齢・障害者雇用支援機構が考えることではなくて、やはり本省としての厚生労働省が、短期的にやらなければならないことと中長期的にやらなければならないこと、これは別に分けなければいけません、中期目標の中ではっきりさせるということが、これから大変重要になってくるのではないかと思います。

○ 岡崎部長

私どもが考えるべきだというのは、おっしゃるとおりだろうと思っています。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。大体よろしゅうございますか。

○ 櫻井臨時委員

最後に1つお願いですが、ここへ視察に行かせていただいて感じたことですが、このような仕事は比較的ミッションが何でも設定できるし、また、なかなかミッションの特定化が難しいと思います。一番の欠点は、人がいるから仕事をつくってしまうケースがある。これを避けないといけないと思うので、もちろん努力してきたのはよく分かります。その点を考える際に何が必要かということ、2つ必要だと思います。

1つは、自分のミッションが何であって、そのミッションを達成するためにどのような目標を設定するのか、目標のためにアクションプランをどう設定するかということです。複雑な組織になってしまっていますから、それを明確にする努力をしてほしいと思います。

もう1つは、あまり慣れていないかもしれないのですが、今のようにミッション、目標、アクション

プランとずっと続けていくのに、なかなか人間の頭だけで考えるのは難しいですね。だから、私はしばしばやるのですが、例えばバランスト・スコアカードで使われる戦略マップを作ってみてはいかがですか。民間の人にちょっと話せば、分かっている人はいますから。それは、戦略とアクションプランの関係といった、無形のというか、目に見えないものを可視化することができます。そのような民間で使われているようなものもしっかり勉強して、不明確な部分を可視化して、何が必要かと努力することによって複雑な組織も比較的単純にできるはずですよ。可能であればそういう努力もしてほしいと思います。

○ 岡崎部長

分かりました。そのような点も含めて努力していきたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、ここで、高齢・障害者雇用支援機構につきましてはいったん議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、恐れ入りますが、5分程度でご説明いただきたく思います。その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をよろしく願いいたします。

○ 中村部長

厚生労働省の障害保健福祉部長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

簡単にご説明申し上げたいと思います。国立重度知的障害者総合施設のぞみの園につきましては、説明資料をご覧いただきたいと思いますが、事業といたしましては、重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置・運営を中心といたしまして、関連する調査、研究、情報の提供、あるいは知的障害者の支援の業務に従事される方の養成、研修、さらには事業の援助、助言というようなことを内容としておりますが、組織・業務全般の見直し当初案につきまして、簡単にご説明いたします。

1つ目として、事務・事業の見直しについてでございますが、施設の設置・運営に関する事業について、これまでも、施設利用者の3割から4割を地域に移行していただくということでやってまいっておりますが、引き続きその目標を維持いたしまして、ノーマライゼーションの理念に

基づき、地域生活への移行の仕事を進めていきたいと思っております。それをほかの知的障害者の施設に提供したいと考えております。

2つ目といたしまして、新たな利用ニーズについて、サービスモデルを作りたいと考えております。とりわけ自傷・他害等の行動障害を有する重度知的障害者の方が、地域の中で生活するという場合の問題が起こってきておりますので、自立支援法の中でも、行動援護、あるいは自立訓練等の日中活動サービスというものがありますが、それらについてサービスモデルをつくって、知的障害関係の事業を行われる方に提供したいと考えております。

それから、今申し上げたような重度知的障害者の方々へのサービスについて、技術を確立するために、調査研究、あるいは情報の提供、さらには研修等を実施していきたいと考えてございます。

3ページでございますが、独立行政法人整理合理化計画にかかる基本指針に関連して、事務・事業の民営化、市場化テスト、他法人への移管・一体的実施についての検討を求められておりますが、私どもといたしましては、この法人が、重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、重度知的障害者の支援に関する調査及び研究等の公的役割を担っており、我が国においては立ち遅れております知的障害者福祉の現状を考えますと、引き続きその役割を担っていく必要があると考えております。

なお、現在、入所者につきまして、先ほど申し上げましたように、3割から4割の方について地域生活への移行を進めておりますが、現実には、なかなか地域への移行の難しい方もございますので、そうした方々については、引き続き当園で生活していただくことが必要ではないかなと考えております。

また、先ほど申し上げましたように、自傷・他害のおそれのあるような重度知的障害者につきまして、行動障害等があるわけですが、そのような方々についての行動援護というような課題について、技術を確立していく必要性もあろうかと思っておりますので、そういうことについても役割を果たしていきたいと思っております。

なお、他法人等への事業の移管等につきましては、同種の事務・事業を行う独立行政法人が存在しませんので、一体的実施は事実上困難ではないかと考えており、結論といたしましては、現在の組織体制で引き続き事業を実施していく必要があると考えております。

3つ目の、業務の効率化についてでございますが、1点目といたしましては、先ほど来申し上げますように、施設利用者の3割から4割の方について地域生活への移行を進めるということで、人件費、物件費が縮減されると考えております。

随意契約につきましては、引き続き可能な限り競争入札を広めていくということで取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでもご発言願います。

○ 縣臨時委員

重度知的障害者政策の重要性及び、その中でこの施設の重要性というのはよく認識しておりますが、大別して3点、お伺いしたいと思います。

まず第1は、業務の必要性ですが、特に地域生活への移行が困難と思われる方々に対して、御省とされては、政策全般としてどのような支援を今後行っていかうとお考えであるのか、政策の全体の方向性についてお伺いしたいです。

その中で、この施設の在り方をどのように位置付けられているかということをお伺いしたいと思います。

第3点は、この施設でなされるサービスと、ほかの施設でなされるサービスとの違いは何か。それによって、この施設がどれだけ必要であるかということについて、具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○ 中村部長

順次お答え申し上げたいと思ひます。知的障害者を含めまして、障害者行政の基本的方向は、ノーマライゼーションの理念に基づきまして、障害者が地域の中で自立した生活ができるように支援していくということでございます。自立支援法につきましても、地域生活への移行、あるいは就労支援ということで進めてございます。

しかしながら、知的障害者の地域移行が進んでいないという実態を考慮しますと、当法人において、地域移行のモデル的なプロセス確立について引き続き努めていき、それをほかの施設に情報提供していくということを非常に重視しているところでございます。

ただ、お話がございましたように、実際にはなかなか地域移行が困難な方々もおられますの

で、こうした方々につきましては、その方々のニーズといえますか、例えば医療的なケアが必要な方については、そのような点に重点を置いたケアをしなければいけませんし、先ほども少し申し上げましたが、行動障害を持っておられる方については、行動障害を考慮したケアをしていくということが非常に重要でございますので、そうしたケア技術の確立についても努力をして、そうした知見をほかの施設等に普及していく、あるいは研修を通じて人材を養成していくということで、寄与していきたいと思っております。

それから、のぞみの園と民間施設との具体的なサービスについての違いという点でございますが、1つは、のぞみの園と民間施設を比較しますと、障害者に自立支援法のサービスを提供しているという意味では同じでございますが、当法人につきましては、法人発足時より、民間施設等でなかなか受け入れがたい重度の知的障害者を中心に受け入れてきて、そうした方々について支援を行ってきたということがございます。そのような点からしますと、本当に重度の知的障害者についての知見を集積しておりますので、その方々についてのケアをほかの施設にも普及していく技術を持っているのではないかと思っております。

また、これは地域移行の面でございますが、のぞみの園においては、重度知的障害者であっても地域移行を進めていこうということで、空き室の職員宿舎を活用した生活体験をさせるとか、あるいは保護者への理解を進めるために、地域移行例をビデオで紹介していくとか、具体的な取組を進めておまして、こうした取組は、まだまだ民間施設では少ないのではないかと思っております。

それから、先ほど来強調しておりますが、行動障害を有する、又は支援がなかなか難しい方々について、支援技術を確立すると同時に、現在既に研修などを通じて、そうした技術を民間の施設に提供している状況でございます。

○ 縣臨時委員

あと2つですが、中期目標そのものについて2つ伺います。1つは、ご尽力されて、ある程度の方が地域生活へ移行されているわけですが、実態としては、第1期の中期目標は達成されておられません。にもかかわらず、なお次期についても3割ないし4割というように高い目標を立てられる理由は何なのかということです。その見込みがどのようにおありであるのか。その点をもう少し修正されてもいいのではないかと思います。

2点目は、今おっしゃった、この施設の特性として、ほかの施設に対してサービスモデルを作ったり、情報提供、調査研究、それから研修もしたりするということで、それはそれですばらしい

ことだと思いますが、それが実際にどのような意味を持つのか、そしてどのように達成されているかということについても、次期目標計画の中で、ある程度の基準を設けるべきではないかと思えます。この点はどうかお考えになりますか。

最後に追加ですが、合理化の効果ですが、ご尽力によって地域生活へ移行された方がいらっしゃることで、施設は空きが出てきます。そうしますと、ケアをされる方の人員についても合理化は可能だと思うのですが、従来までの、それによる人員の削減の効果はどの程度であるか、そして今後見込まれる人員の削減の程度はどれぐらいかということをお教えていただけませんか。

○ 中村部長

3割から4割の方を地域生活に移行するという目標についてでございます。この目標につきましましては、前回この場でもご説明したと思えますが、平成15年10月に独立行政法人に移行するに当たりまして、のぞみの園の施設を利用されている方について、日常面あるいは行動面等を5段階で評価いたしまして、地域生活への移行が可能であると判断された方を、やや努力目標というような意味も込めまして、3割から4割ということで設定された経緯でございます。

これにつきまして、私どもも努力してまいりましたが、1つ目は、地域移行について、入所者本人あるいは保護者のご理解が十分に得られなかったこと。2つ目といたしましては、自立支援法の中でも、地域の福祉サービスの充実のために、それぞれの自治体が障害福祉計画をつくって、サービス基盤の充実をしていこうというように、全体としてまだまだ地域での受け入れ体制が不十分な状況にあること。こうした点から、今年7月の時点での実績は約6%強で、亡くなった方を含めまして11%というような状況にあることは事実です。

ただ、昨年度施行いたしました自立支援法の中でも、障害者施設の入所者を23年度末までに7%以上削減しようという目標を、一般的な目標として掲げておりまして、できるだけ就労を通じて、地域の中で生活できる方については地域移行していただき、また仮に就労ということでもなくとも、地域で生活できる方については地域で生活していただくことを大きな障害者の政策目標として掲げておりますので、私どもとしては、のぞみの園につきましても、民間での地域移行が進みますように、さらに目標を維持しつつ、次の5年、頑張っていきたいと思っております。また、現実に地域移行者の数を見ましても、18年、19年と増えてきている状況にありますので、なお一層努力していきたいと思っております。

それから、サービスモデルについての提供、あるいは調査・研究、養成・研修、相談・助言の

各業務についても、何か具体的な目標を掲げたらというご指摘であったと思いますが、先ほど来ご説明しておりますように、重度知的障害者についてのサービスモデルをきちんと確立し、とりわけ行動障害について、そうしたものを確立した上で、研修等によって普及していきたいと考えております。こうした支援技術について、どのような形で目標設定するか検討しているところでございます。

例えば研修の回数を何回設けるとか、研修の参加者を何人にしていくとか、そういう意味での数的なものというのは考えられるのかもしれませんが、ただ、それでもって全体の技術のレベルが上がったかというところまで検証できるかという、なかなか難しい面もあるのかなと思っております。どのような形の目標が設定できるかについては引き続き、せっかくのご指摘でありますので、勉強していきたいと思っております。ただ、非常に難しい面があるのではないかと考えております。

最後のご質問であります、地域移行の方々が増えていきますと人員の合理化ができるのではないかという話がありました。現在は、先ほども少し触れましたが、医療的な配慮が必要な方々とか、あるいは行動障害などによりまして特別な支援が必要な方々、こうした利用者の支援要素によりまして、20カ寮を、1カ寮当たり20名程度でございまして、こうした形で施設の運営を行っているところでございまして、今後、地域移行を進めることによりまして、今の20カ寮を15カ寮程度に再編成することを予定しておりますので、その結果、必要な職員も減少することになると考えております。

また、これは世の中一般と同じでございまして、私どもの法人におきましても、団塊の世代の方の大量退職期ということもあわせて考えまして、経費を縮減することが可能だと思っております。

○ 阿曾沼臨時委員

ほかの独法の事務・事業の見直しとか何とかと非常に異質なものの議論の論点が必要なのではないかと私は思っていて、基本的に現地、現場で苦勞して泥臭い業務を日々やっておられる中で、空虚な、事務合理化はこうします、ああしますということだけで、本当にこの独法が価値のある、国民から信頼される組織になっていくのかということが非常に疑問に思います。

それから、この組織はいったい何十年やっていらっしゃるのでしょうか。その何十年の中で、基本的に、のぞみの園で20、30年前に聞いた課題と今おっしゃった課題は全く一緒ですね。大変だ、難しい、線引きもできないと、同じことを何十年間も回答され続けるということに大変疑

問を持ちます。もっと現場は大変だと思いますね。

基本的に知的障害者の方々というのは、これから高齢化も入り、介護施設にも入らなければいけない、医療もやらなければいけない、というように、知的障害者の人たちにもいろいろなカテゴリーがあって、それぞれのライフコースがあると思います。今までやっていらして、汗をかいて議論された中で、ライフコースごとにいったいどのような施策をとらなければいけないのか、そこにおいて民間とこの役割をどうするのかということを抜本的に考えるべきなのではないでしょうか。この考えなり、汗をかいて、この組織を本当に価値のある組織にすべきだということが全く見えてきません。抜本的に考え方そのものを考え直していただきたいと私は思います。

これは非常に重要な組織でありますし、施設であるし、例えば今後こういった方たちをサポートする人材というのはどんどん枯渇していきますよね。人材育成というのは国としてどうしていくのか。この施設として知見をどう広めていくのか。これを本当に具体的に考えていく必要があります。

それから、おっしゃった中で、高度な重度障害の方を受け入れざるを得ないということでした。そうするとここは、今後5年、10年たつと、本当に重症度の高い方ばかりで、ノーマライゼーションの30%なんて100%達成できませんよね。もっと現場というのは苦労されているのだらうと思います。その本当の実態というものを、ライフコースに合わせて、きちんとデザインされて、デザインごとにどのような施策をとるのかということ具体的にはっきりさせることが今求められているはずです。基本的に、独法の在り方を含めて、もう一回考え直して、全く別の観点で議論していない限り、よくなるのではないかと思います。そういった観点でもう一度、事務・事業の在り方、中期目標の今後の立て方、当初案の考え方を見直していただきたい。

もう1つ質問。これは非常に厳しい質問かもしれませんが、今そこにいらっしゃる方で、のぞみの園で、現場で実体験、職場研修をされた方は、いらっしゃいますか。どのぐらいの方が、自らそういった方々を支援した経験がおありですか。いわゆる実地研修、企業で言えば工場研修、現場を知るための研修というのをやられた方はいらっしゃいますか。

これは非常に現地現場の泥臭い業務というものをこれからやっていかなければいけないことですよね。本当に実態に即した議論がされないといけないと私は思います。それだけ重要なものなのではないかと思いますので、その認識を是非していただきたい。これは意見であります。それに対する回答をいただきたいと思います。

これは重要だと言っているのですよ。

○ 中村部長

後者の点についてご説明させていただきます。実際にのぞみの園で仕事に携わった職員は、今日来ている者の中では1名おります。それと、福祉行政に携わる者が現場のことをよく知るべきではないかというご指摘だろうと思います。私自身の経験を申し上げますと、30年近く厚生労働省で働いておりますが、スタートの時点で、実は1週間ぐらいずつ、福祉施設で泊まり込みの研修をやっております。私は熊谷の特別養護老人ホームで研修をいたしまして、夜間のおむつの交換、あるいは認知症のお年寄りと一緒に外出するとかそのような経験をしておりますが、福祉行政に携わる者が現場のことをよくわかった上でやるべきだというのは、先生のおっしゃられるとおりで、我々もそのような努力を、今でもその研修は30年以上続けております。

それから障害者行政について、全体として、のぞみの園をどう位置付けるかについて、もう少ししっかり考えたらどうかというご指摘がございましたが、障害者行政全体の流れにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、ノーマライゼーションの理念に沿って、できるだけ地域で生活できるように、働ける方については働けるように、そのような理念でもって、これは…。

○ 阿曾沼臨時委員

それはお伺いしたので結構です。ただ、ノーマライゼーション全体の中で、本当にのぞみの園は具体的な施策ができるのですか。もしくは、のぞみの園はその施策の中で、もっと違ったことをやらなければいけないのであるとすれば、独法としてきちんと声を上げるべきではないですかということを申し上げているのです。

○ 中村部長

そのような中で、歴史的に見ますと、大型のコロニーが日本ではできたわけですが、それとごく近い時期に、諸外国では地域生活へ、グループホームとかそのような話が出てきたのだと思います。そのような流れについて、大きな施設から地域に移っていくということで、我が国では今の時点で、大きな課題だというように認識しております。ですから、先ほども申し上げましたように、やや無理をした面のある数値の設定かもしれませんが、それを目標に掲げて仕事を進めていくということが私どもとしては重要だと思っております。

あわせて、そうした地域生活が進むようにサービス基盤を整備していくというのは、別途の法律体系の中でしっかり進めていきたいと思っております。

それと、先ほど来、行動障害の話をいろいろご説明させていただきましたが、具体的に行動

障害については、のぞみの園としても、これから大きな課題になるであろうということで、しっかり取り組んでいるということで、ご報告もさせていただいたということでございます。

○ 井上臨時委員

先ほど来から皆様の議論の中にある、この独立行政法人が国の機関であるということと、当然、地域施設として、自治体の施設とか、民間施設とかがあるという状況において、国の施設の中で、調査・研究というものを主体として行っていくのだという場合に、国の調査・研究であるというならば、そのようなノウハウ等をどのように伝達するのかというのが大変重要になってくるのだと思います。いろいろ施策の中に、養成・研修とか援助・助言というようなことがあります。実際に行われている人的な流動化というのか、ほかの施設へとか、そのようなものはお考えではないのでしょうか。

一番コアになるのは、このような施設の場合、やはり実際に担当されている方だと思います。その人が、例えば地域の施設に移っていかれる。つまり流動化、例えば移籍されるとか、短期間教えるとか、1年間出向みたいな扱いで行くとか、そのような人的な流動化というものが具体的に示されないのでしょうか。ここにある資料を基に、みさせていただいていますと、施設がなくなるから何人削減するとか、ハードの面に合わせた人材の配置状況しか書かれていないのですが、より積極的に調査研究機関としての、技術移転という意味での人の流動化というものについてお聞かせいただきたいと思います。

○ 中村部長

人材の問題につきましては、私どもとして考えておりますのは、1つは、地域移行についてみますと、地方自治体の施設の中でも、かなり進んだ取組をされている県がございます。一方で、地域でいろいろなネットワークをつくって地域移行を進めていこうということで、草の根的な運動をされている部分もございます。私どもは、そうした中から、実は職員も採用といいますか、来ていただいて、そうした方が、従来の知見を生かして、のぞみの園で実施し、それをさらに全国の施設に普及していくということで、研修という言い方をしておりますが、マニュアルを作り、研修をしています。そうした作業を、実は人材も含めてやっているということが、お答えになっているかどうか分かりませんが、人的な交流をしながら進めているということをお話しさせていただければと思っております。

○ 富田分科会長

時間の都合もありますので、今日のところは、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園につきまして、いったんここで議論を打ち切らせていただきます。

本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜りましてありがとうございました。当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は時間の関係で、十分な質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合には、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じ、ワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省の皆様方にはご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

予定より30分ほど遅れておりますが、ここで5分間、休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

○ 富田分科会長

再開いたします。

内閣府所管1法人の見直しにつきましてヒアリングを行います。本日は、内閣府の堀田審議官をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず、国民生活センターの見直し当初案の主要なポイントにつきまして、内閣府からご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、時間の関係もございますので、5分程度でご説明をお願いいたします。

○ 堀田審議官

ただいまご紹介いただきました、内閣府の堀田と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、時間の関係がございますので、資料2-1で、その中でも一番最後のページでご説明させていただきたいと思います。この紙の左側に、「国民生活センターの必要性」ということで整理させていただいております。右側が、「整理合理化の内容」ということでまとめてあります。

まず、左側ですが、「国民生活センターの必要性」ということでまとめてありますが、骨太方針、経済財政改革の基本方針2007にあるように、国民の安全・安心の確保は安定した経済成長の基盤であり、政府は、世界の規範となる安全・安心な国づくりの実現を公約としているということで、国民生活センターがやっている業務というのは、骨太でも示されているように、非常に政府としての重点施策ではないかと考えております。

その下のところは、前回もご説明させていただいておりますので、省略させていただきますが、下に消費者基本法25条を引用しておりますが、平成16年に新しくこの基本法が議員立法として成立いたしまして、センターの機能が法律の中に明記されているということでございます。

一番下のところは、国民生活センターで行っている事務・事業というのは、民間ではなく公的機関で実施すべきものであるということの理由を4点ほど書いてあります。

消費者と事業者の間には情報量の質や交渉力の格差があるということで、消費者政策というのは国の推進すべき責務であるということと考えております。

それから、地方公共団体等と国民生活センターはネットワークを築いているわけですが、そういった地方公共団体との信頼関係に基づいた情報の収集、提供といったものは、なかなか民間ではできないということだと考えております。

3点目としては、公正・中立性ということと、全国あまねく供給される必要のある業務ではないかということと考えております。

最後の4点目としては、関係省庁との関係で、やはり国として、こういったことを関係省庁と連携をとってやっていく必要があつて、企業行動の適正化を図る必要性があるのではないかと考えております。

こういうセンターの必要性を踏まえまして、今後、各業務の見直し、効率化を図った上で、期待されておりますセンターの機能として、情報収集・提供業務とか消費者トラブルの解決能力の向上を目指したいと考えております。

右側に移りまして、整理合理化の内容ですが、「既存業務の見直しと効率化」ということで、5つほど書いております。

まず、相談調査業務ということで、これまで行っております直接相談業務は消費者から直接、国民生活センターにいろいろ苦情の相談を寄せられるものですが、そういった直接センターが受ける相談業務というのは廃止いたしまして、地方のセンターに寄せられる苦情相談で、処理の難しいものをできるだけ処理するといった、経由相談に特化していくということをご提案しております。

2番目の、教育研修業務ということで、この分野につきましては、市場化テストの検討対象とするということを考えております。それによりまして業務の効率化を図っていきたくと考えております。

3番目は、商品テスト業務ですが、単に商品テストを行っているという機関があれば、そういった機関との連携強化を進めていくといったこととか、外部化をできるだけ果たしていくということで、真に必要な、センターがやらざるを得ないものは別にいたしまして、企画・立案といったものをより重視していこうということを書いております。

4番目、情報提供業務ということで、ご案内のPIO-NETシステムというものがございしますが、新しい技術の進歩を利用しながら、できるだけ経費の削減を図っていきたくと考えております。それによりまして、情報の入力 of 迅速化とか、検索がより短縮化されるように努力していきたくと考えております。

最後の5番目が、広報・交流業務ということで、現在、雑誌が、『たしかな目』と『国民生活』という2誌がございしますが、これを1つの雑誌に統合化していこうと考えております。

その下の、「業務運営の徹底した効率化」というところにつきましては、競争入札をどんどん増やしていくとか、情報通信技術をできるだけ活用して業務運営の効率化を図っていきたくと考えております。

一番下のところですが、今後、国民生活センターに期待されている役割を、より充実して果たしていくということから、2つ書いてございます。

1つは、情報の収集・分析・提供におけます中核的機関としての機能強化ということで、国民生活センターに集まってきている情報を、関係省庁にも端末を置くことなどによりまして、情報が速やかに共有されるようにしていきたいと考えております。

それから、インターネット上に「書き込み自由の事故情報データベース」を設置するというところで、これは、安全関係で様々な事故が起きておりますが、ヒヤリハット情報も含めまして、国民から情報が速やかに入ってくるようなデータベースを作っていきたいと考えております。

(2)は、裁判外紛争解決に関連する制度ということで、相談が寄せられて、それを国民生活センターとしては、ワンストップサービスの的に解決できるような機関にしていく必要があるのではないかとということで、OECDからも、政府においてADRを整備するよにという勧告もございしますので、紛争解決能力を高めるための制度を整備していきたいと考えております。

以上が、内閣府としてご提案しております、整理合理化案の内容でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました、国民生活センターの見直し当初案につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 梶川臨時委員

業務それぞれにわたって、5点ほどお聞きしたいことがございます。

まず、情報分析、情報提供業務と言われるもので、基本的に現在、消費者からの相談から、最終的に消費者保護のための、消費者被害に対する重要な情報提供までの時間が少しかかり過ぎているのではないかというお話があると思います。実際に緊急的なものについては、被害の未然防止等の機能に非常に問題があるという、非常に重要な、本来このセンターの必要性、根本に関わることだと思いますが、この辺について、今ある程度、情報収集の効率化、効果的な運用を図るというようなことになっておられるのですが、具体的にどのような施策をされまして、今までもずっとそれはされてきていることだと思うのですが、今回改めてこのような現状に対して、具体的にどのようなことをされ、どの程度の期間が短縮されるのでしょうか。

一番重要なことは、本当に消費者被害が未然に防げるということでございますが、何となく今までの延長線上のお話のように聞こえてしまうのでございますので、その辺の具体策について、ぜひご説明をいただければということでございます。

そのような文脈の中で、事故情報データベースという、また新たな情報システムをお考えであります。本来、今までされていた情報処理・整理そのものが、今少し問題があるところで、またこういったものをお考えになって、よほど抜本的、具体的な仕組みについてご方策があるということであれば別ですが、なかなかこれは、消費者保護の一連の流れの中のある種の付加情報、事故情報としても考えられるわけございまして、むしろ本流のところをきちんとご整理いただきながら考えていかれるのが筋ではないかという気がしております。

続きまして、相談業務に関してでございますが、裁判外紛争解決、ADRというようなもので、全政府的には、もちろんこういったことは、OECDの取組の中であり得ると思うのですが、こういったことをご検討かつ現実化していくということが、この独法に今与えられた使命の中で、設立目的との関連も含めて、本当に必要なことなのでしょうか。また、それが極めて合理的に実施し得るのでしょうか。当初の情報分析業務のような、本流のところでも今、大変問題があると認識されている部分で、この辺のところをどのように考えられ、かつ、その費用対効果といったものが、

本当に果たせるものなのかということが第2点目でございます。

3点目に、商品テスト業務について、これは御法人でも少し考え直さなければと思われている部分もあるような感じを受けるのでございますが、実際に商品テストは、全体の苦情等から見ればほんのわずかな部分だと思うので、御法人で直接それをされる意味というのはほとんど、これは独断ですが、あるとは思えません。

商品テスト等をやられている機関というのは山ほどあるわけですし、両方、御法人が一番最初に情報を得るといことは特性があるわけですが、商品のテストまでして、特に具体的なテストまでされるということがどれほどの意味があるのでしょうか。経産省のNITEとか、いろいろな意味で、各府省もございまして、府省それぞれ、消費者に対する窓口かつ商品テストに近いことをやっているところは山ほどあるわけで、情報の整理と実際のテスト行為までどのようにつながられるかというのは、逆に言えば理解しにくいと思います。

むしろ企画等の内容に重点化する流れではないかと思えますし、本当にわずかな商品テストをやられるということは、業務として続行せず、また施設等も、有効活用ということをお考えになるような筋なのではないか。

あと、これで4点目になるのですが、教育研修業務というところで、実際に研修行為が、本来のこのセンターの目的である消費者に対する保護ということに、どれだけの機能を持たれていて、もちろんある程度の知識ですから、受講される方は満足度が高いと思うのですが、むしろエンドユーザーに対する効果がどのような形におありになるのか。特に施設の利用についても、宿泊施設まで用意しているいろいろな研修をということですが、今、国有財産合理化の時代に、仮に宿泊を伴う研修が必要だとしても、自前の研修施設まで有してやられる必要があるかという点は、1つの象徴的な形として大きいと思います。実際に2割とか、稼働率はそれほど高いものではない現状で、こういったものを設けてやられる必要はあるかというようなことも疑問に感じるところでございます。

それと同じ点で、東京に事務所を置かれています。その機能と施設の価値とが、本当に民間の目から見て、事務所と事務所が果たしている機能がバランスするのかということで考えますと、もちろんあったほうが利便性はあるに決まっていますが、賃貸されるとか、いろいろな方法論で、施設自身をより有効に活用されるということは、今、国家的な命題だと思いますので、その辺についてもお聞きしたいなということで。

以上5点。6点になってしまったかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○ 堀田審議官

幾つかご質問をいただきましたので、私から、総論的に答えさせていただきたいと思います。

まず、PIO-NETの情報収集の迅速化の話でございますが、情報収集自体を、地方自治体の組織であります地方の消費生活センターが集めて、それをPIO-NETに入力してもらうという形をとっているのですが、1つは、地方自治体がやっているということで、なかなか内閣府ないし国民生活センター側から、こうなさいと言いつらい立場でございます。

ただ、迅速化の必要性は我々も感じておりまして、この春の検討会では、3つほど方向が示されております。1つは、現在、処理結果まで含めて入力するようになっているのですが、とりあえず情報を送ってもらって、どう処理したかは後からもらうようにして迅速化する、あるいはシステムを、もう少し現場で修正がきくように、苦情の内容が変わっていくということがございまして、それを現場で直せるようにする、さらには、日程管理をさらに厳格にしてもらうようお願いする。そういった3点ほどの方向性を出していただいております、今これに基づいてやろうとしているところでございます。

それから、事故情報データベースとPIO-NETとの関係でございます。PIO-NETは、相談現場で受けた情報を入力してもらうということでございますが、今考えております事故情報データベースは、個々の個人とか病院、消防署といったところの方からも、ちょっとこれは危ないなということで、相談ではなくて、気づいたことがあれば、そういった情報をできるだけ速やかにインターネットを使って入力してもらおうということで、相談業務を通さないで、直接入ってくるようなシステムを考えております。

ADRにつきましては、いろいろ今、検討会でも我々議論しているところでございまして、やはり国の機関として紛争解決機能を強化するというのは、消費者基本法の19条にも書かれておりまして、現在、包括的に紛争解決を行っている機関がないということで、これはやはり整備していく必要があるのではないかと考えております。

商品テストは、世の中にたくさんテスト機関があるのではないかとご指摘がございましたが、なかなか消費者の実際の使い方を意識して商品テストを行っている機関というのは、必ずしも多くはないのではないかと考えております。NITEとか、一部そのようなテスト機関がございしますので、我々としてはぜひ連携を強化していかないと考えておりますけれども、必ずしもたくさんの方でやっているということでもないのだと思います。最近、コンニャクゼリーとかそういったものも国民生活センターで実施しておりますが、これなんか、消費者が実際に食べるといったことから、そのような視点を重視しながらテストを行っているということで、ご理解をお願いした

いと思います。

○ 高田課長

それでは、残された点でございますが、教育研修で、研修として行っているものは、一般消費者というのもございますが、主たる点は、地方の消費者行政を担当していただいている方及び消費生活センターで相談を受けられる方ですから、このような方々はどんどん研修して、相談業務あるいは消費者行政の能力を高めていただいて、それを通じて地方が活性化し、消費者のトラブルが解決されるという、まさに中核的な研修としての重要な役割を担っていると考えております。

それから、宿泊施設が必要かということでございますが、どこかに泊まっていたかなければいけないことでございますし、また、研修の中には非常に長期な、1カ月をはるかに超えるような研修もございますので、やはり私どもとしては、自前のものが必要であると考えております。

東京事務所でございますが、マスコミとかいろいろな方に説明することに加えて、何よりも霞が関との関係がございまして、国民生活センターは私どもとほとんど一体となって業務を行っております。消費者基本法にも位置付けが明記されておりますし、消費者基本計画にも、内閣府、経済産業省などと並んで、国民生活センターは特記されております。消費者政策担当課長会議は、正式メンバーではございませんが、事実上の常連で、消費者政策担当課長会議というのは、国民生活センターがリードをとって、内閣府が各省をプッシュする。このような枠組みでございますので、東京に事務所というのは必須だと考えております。

それから、一番最初のPIO-NETを補足させていただきますが、今のシステムは昭和50年代の末につくられたシステムでございまして、そのもとではなかなか入力の手短縮化が進めにくかったのですが、今回、抜本的にシステムを変えるということで、それをきっかけに、より短縮化に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 梶川臨時委員

一言だけ。最後にご説明いただいた東京事務所ですが、必要性というのはあるものには全部あるわけで、一番問題なのは、その必要性和コストがどうかということで、あそこに置かれている、あれだけの機会コストですね。何億円の財産価値があるか分かりませんが、通常であれば7%程度の利益が得られると思います。ご説明は、それを踏まえても、あそこにあの資産を持っておかれるほうが良いというようにご説明しているということですよ。

今、国家的に話題になっているのはそのような観点でして、あそこに何十億円かの資産を、7%の利益が得られるだけの機会コストをかけて、東京事務所の必要性が当然あるのだというご覚悟で説明していただかなければならないと思います。さすがに、10万円でも必要なものは必要ですが、10万円かけるか100万円かけるかが問題だということは、くれぐれもご説明の中に入れていただきませんと、多分、国民的には納得できないのではないかと思います。民間人は当然そういうふうを考えて、東京事務所をやる場合には、10万円かけるのか、20万円かけるのか、50万円かけるのか、そちらが問題なのであって、東京に事務所を置いてはいけないという話ではまったくありません。

今のご説明の中で、あそこに資産が埋没しているコストが幾らかかられるかというのを、まず教えていただけますか。それを踏まえて今、必要性を説明していただいたわけですよね。

○ 高田課長

資産価値は、正確な数字は今手元にはございませんが、私どもとしましては、霞が関に置く価値のある機関だと思っております。

○ 阿曾沼臨時委員

私は、今、高田課長がされたお話は、きっとしゃべっているご本人も、これで納得してもらえらるだろうと思わずに、お話されているのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○ 高田課長

いや、そんなことはないです。

○ 阿曾沼臨時委員

私はむしろ怒りを感じますね。今のご説明は、きっと納得よりもバリアがあって、ここ以上聞く耳を持たないというような感じを多くの委員が持っているのではないかと思います。皆さんは品がいいので、私が代表して申し上げたいと思います。

今の説明の中で、私が非常に違和感を持ったのは、中核としての役割を担うということを強調されました。しかし、組織といろいろな連携をとるときに、言いづらとおっしゃった。組織といろいろ言うことを、言いづらという言葉をお使いになりましたね。それは中核という意味をきちんと理解されていないのではないのですか。中核の機関としてどうすべきかということ、もう一度

真摯にご検討いただきたい。

私どもはこの間、施設を見学し、相当いろいろな意見を言いました。激しい言葉で言えば、我々はガス抜きにつき合っているわけではありません。本当に真摯に我々現場を見たときに、幾つもの指摘をさせていただいたのですが、それを踏まえた回答に全くなっていないという感じがあります。もう一度、細かいご質問なり意見を文書でまとめてお話ししたいと思います、それをまず、私どもの意識として申し上げておきたい。中核というものの役割を担うとおっしゃっていますが、本当に踏み込んだ具体的な施策、アクションプランができているかどうか、もう一度考えていただきたい。

それからもう1つは、システムを抜本的に見直すとおっしゃられましたが、昔の汎用コンピューターをオープンなコンピューターにしてハードとソフトを変えることが、システムの抜本的な改修ではありません。基本的に人のネットワークと組織のネットワークのないところに、コンピューターのネットワークというのは全く意味がありません。そうなったときに、各地方自治体や各府省の役割分担を含めた抜本的なネットワークの改良なくして、システムのハードウェア、ソフトウェアの変更だけで改善するとは思えません。基本的には、情報ネットワークのベースとなる、人とネットワーク、それから組織とのネットワークを中核として、国民生活センターが何をすべきなのか、今ここまでできる、中長期ではこうやるということ、具体的なアクションプランを示していただきたい。そうしないと、今日のお話ではほとんど納得できないと思います。

梶川委員からもありましたADRの件ですが、ADRそのものが本当に国民生活センターとして必要なかどうかをぜひもう一度、客観的、合理的に具体的なご説明をいただきたい。国として、民対民のあっせんを行うということが、法人の設立目的と合致するかどうか。それをきちんと具体的にご回答いただければと思います。今日ではなくて結構です。

○ 堀田審議官

ADRの点だけ、申し上げたいと思います。国が民民の紛争になぜ関わるのかというご質問だと思いますが、基本的に消費者問題の性格的に言いますと、事業者と消費者との間には、交渉力というか、情報力においても格差があるということで、現実にも、消費者が裁判で事業者と紛争を解決するというのは、数十万ぐらいの案件で裁判所に行くというのは非常に辛いところがございます。そういった裁判でない解決の手段を提供するというのは、特に法人の設立目的から踏み外したことはないのではないかと考えております。

○ 富田分科会長

それでは、今日のところは時間の都合もありますので、国民生活センターにつきましては、ここでいったん議論を打ち切らせていただきます。

本日は、ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜り、ありがとうございました。当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後の主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また本日は、時間の関係で十分なお質問ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、先ほどの阿曾沼委員の指摘も踏まえまして、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じ、ワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがございますので、その際にはご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

内閣府の皆様方には、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

以上で、本日予定の見直し当初案に関する府省からのヒアリングを終了いたします。

最後に、『独立行政法人評価年報(平成18年度版)』の発行及び今後の予定につきまして、報告事項がありますので、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

それではご説明いたします。お手元に配付いたしました、資料3、「独立行政法人評価年報(平成18年度版)の発行について」でございます。ご案内の方が多くと思いますが、例年のとおり年報を発行させていただきたいと思っております。できるだけ早く発行すべく作業していたのですが、ご案内のとおり春先から作業が突然増えた点もございまして、刊行が遅れている点について、平にご容赦をお願いしたいと思います。

内容的に申しますと、2のところに書いてありますとおり、一昨年構成と同じということで、一昨年、去年、今年と比較可能なようにつながっております。あとはデータの更新をしっかりとすることを今、作業しておりまして、この方針でやることについてご了解いただいた上で、各省のチェックも経て、刊行予定は年内、できれば11月のうちには発行したいと思っておりますので、ご報告申し上げます。

次に、次回以降の日程でございますが、まことにタイトで恐縮でございます。次回は9月10日、来週月曜日の13時半から、合同庁舎の第1特別会議室、この場所でございます。

続いて、9月12日水曜日、13時半から都道府県会館の101大会議室でございますので、よ

ろしくお願いいたします。

それから再来週、9月18日火曜日、この週は3回あるのですが、13時半から、全国町村会館ホールA。

9月19日水曜日、13時半から、同じく全国町村会館ホールA。

府省ヒアリングの最後は、21日金曜日の13時半から、虎ノ門パストラルホテルのプリムローズという会場になっております。

以上でございまして、会場がいろいろ分かれてしまいまして、まことに恐縮でございますが、ぜひよろしくお願いいたします。何かございましたら、こちらにお問い合わせいただければすぐ情報を提供いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、足元の悪い中、お越しいただきましてありがとうございました。

○ 富田分科会長

今の事務局のご説明に、ご質問ございますか。

それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会を終了いたします。本日はご多用の中、また足元の悪い中、ご出席を賜りましてありがとうございました。

—了—